

答 申 書

(答申第32号)

令和6年6月24日

福井県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した個人情報の開示請求に対して、第2の2のとおり福井県人事委員会委員長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定のうち、別表の「開示すべき部分」に記載した部分については開示すべきであり、その他の非開示とした部分についての判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和4年12月5日付けで、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の個人情報の開示請求を行った。

審査請求人の令和4年度就職氷河期世代を対象とした福井県職員採用試験の教養試験の得点、適性検査Ⅰの結果と内容、作文試験の得点、適性検査Ⅱの結果と内容、口述試験の得点と評価内容

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年12月19日付け人委第266号により、個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年5月19日付け人委第71号により、本件処分の一部を撤回し開示する決定（以下「一部撤回処分」という。）を行った。

（1）本件処分

番号	開示請求に係る個人情報の内容	決定内容	開示しない部分	開示しない理由
1	審査請求人の令和4年度就職氷河期世代を対象とした福井県職員採用試験結果	開示	—	—
2	審査請求人の適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）	一部開示	適性検査の内容（性格的な特徴、因子得点水準の判定、社会的望ましさの判定、タイプ判定および概評）	下記理由1
3	審査請求人の適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）	一部開示	適性検査の内容（曲線類型、備考および誤答・作業量調）	下記理由1
4	審査請求人の個別面接試験評定表	一部開示	口述試験の評価内容（評定項目、着眼点および観察事項、評定尺度、総合評価、所見ならびに試験員名）	下記理由1

番号	開示請求に係る 個人情報の内容	決定 内容	開示しない部分	開示しない 理由
5	審査請求人の令和4年度就職氷河期世代を対象とした福井県職員採用試験の適性検査Ⅰの結果	非開示	すべて	下記理由2

<開示しない理由>

理由1：条例第15条第6号に該当

県が行う採用試験に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

理由2：開示請求に係る個人情報が存在しないため

（2）一部撤回処分

番号	開示請求に係る個人情報の内容	開示する部分
4	審査請求人の個別面接試験評価表	評価項目

※上記番号は、本件処分に付されている番号

3 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）、適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）および個別面接試験評価表の非開示部分を開示することを求めて、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、本件処分のうち、個別面接試験評価表の非開示部分である「評価項目」は一部撤回処分により開示されている。

4 諮問

実施機関は、令和5年5月19日付け人委第79号で、条例第39条第1項の規定により、福井県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち、適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）、適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）および個別面接試験評価表の非開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および当審査会が行った口頭意見陳述で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第15条第6号(事務執行情報)の該当性について

- ・ 審査請求人自身についての情報である。
- ・ 就職氷河期世代を対象とした試験は、高校卒業程度の試験と同じような内容である。
- ・ 面接試験、クレペリン検査のいずれも試験対策用書籍が世に溢れているため、実施機関の採用試験に係る事務の適正な遂行に影響はない。
- ・ いわれなき非難等を招いた事例があるとは考えられない。審査請求人が憤慨しているのは実施機関が情報を開示しないからである。
- ・ インターネットで検索すると総務省が尺度を開示している。
- ・ 他県の個人情報保護審査会(審議会)の答申において、評定尺度における評価が開示されている。なお、審査請求人が提示する答申の内容は要約すると次のアからウのとおりである。

ア 埼玉県個人情報保護審査会平成21年3月27日答申第19号

評定は一定の幅の中で評価がどの段階にあるかを単に示すものであり、それ以上に個別具体的な評価や判断内容が記載されるものではないから、受験者から評価の内容等についての説明を求められるような事態の発生を意識し、受験者との間に後日生じるかも知れない信頼関係上のトラブルに配慮して、否定的な評価についてありのままに記載することを差し控え、画一的な記載に終始し、採用試験に必要な本人の正確な情報の記載がされなくなるなど適正な採用試験業務の遂行に支障を及ぼすおそれはない。

イ 大阪市個人情報保護審議会平成22年11月15日答申第41号

面接の採点方法は、面接官が感じた受験者に対する率直な意見を一定の幅の中でどの段階に該当するか判断し点数化するというものであり、受験者に対する個別具体的な評価および意見が記載されたものではなく、点数自体から特定の面接官が直截的に看取されるものでもなかった。また、面接は複数の面接官により行われており、かつ面接官の氏名は公表されていない。

ウ 滋賀県個人情報保護審議会平成23年3月30日答申第6号

個人面接の評価表に記載された評価内容のうち、数値を記載する部分(○印を付ける部分と直接数字を記載する部分)は開示されたとしても面接員等にとっての心理的な負担は、その責任において受忍すべき程度であり、当該事務または事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

(個人面接の評価項目ごとの評価内容が開示された場合、受験者が評価項目ごとの評価を意識した対応をすることが可能となり、人物の全体像の正確な把握が困難になるという実施機関の主張について)面接等の特別な環境の中で、受験者が実際に評価項目ごとの評価を意識した対応をすることはかなり困難なことであり、受験者が評価項目ごとの評価を意識するあまり、不自然ともとれる態度、発言を惹起することも含めて面接員等には人物像を正確に把握する責務と資質が求められる。

(2) その他主張について

- ・ 面接中に突然試験員から差別的発言を受けた。試験員がなぜそのような発言をし、何を評点に書き込んだのかを知りたい。そして、その試験員の考えに誤りがあれば（条例第26条（訂正請求）により）訂正したい。
- ・ 真面目に受け答えをしていたにも関わらず、審査請求人の面接の点数が極端に低いため、（条例第26条（訂正請求）により）点数を訂正する必要がある。審査請求人だけが極端に面接の点数が低いとは考えられないため、同じような点数の受験者が他にもいると思われる。そして複数の極端に低い点数と平均点との開きは、採点基準にばらつきがあることが要因だと思われる。公正な試験であるか確認するために採点基準を知りたい。
- ・ 審査請求人の面接の点数が極端に低いのは差別に基づくものである可能性がある。
- ・ 試験員の差別的発言や面接の点数が極端に低いこと、どのような基準で採点されたのかということについて、弁明書に明確に書かれていないことに疑問がある。
- ・ 年齢要件を満たす限り誰でも受験できる試験であるにも関わらず、学歴や職務経験等を書く面接アンケートが実施された。職歴のある人が有利な公正さを欠いた試験である可能性がある。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書、当審査会が行った口頭意見陳述等で確認した本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）について

適性検査Ⅰは、公務員として職務遂行上必要な素質および適性を有するかについて検査するものである。同検査は、様々な質問項目に対して受験者の考えを選択肢の中から回答するものであり、その回答の分析から受験者の性格や行動特性を判定していく心理検査である。

非開示部分を開示することにより、検査の判定内容と試験の合否結果を結び付け、判定内容について種々の憶測を招くことが想定される。その結果、次回以降の同検査において受験者が上記のような憶測に基づき、好印象を与える判定となるような回答をするおそれがあり、受験者本来の姿を捉えることが困難となる。

2 適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）について

適性検査Ⅱは、公務員として職務遂行上必要な素質および適性を有するかについて検査するものである。同検査は、一桁の数字を連続して加算していき、その作業量や作業内容から、受験者の能力面と性格や行動特性を総合的に判定するものである。

非開示部分を開示することにより、受験者が検査の判定内容と試験の合否結果を結び付け、同検査の作業がどのような結果をもたらすかについて種々の憶測を招くことが想定される。その結果、次回以降の同検査において受験者が上記のような憶測に基づき対策を講じ、良い判定となるよう意図的に作業量や作業内容を調整するおそれがあり、受験者本来の姿をとらえ、職員として必要な素質や適性などを正確に判定することが困難となる。

3 個別面接試験評定表について

個別面接試験評定表は、試験員が受験者と面接し、受験者の発言内容、態度などを通じ

て、人物的な側面から受験者の能力や資質、適性等を評価するものである。

(1) 着眼点および観察事項について

開示することにより、受験者やそれを知った第三者から評価基準の良し悪しについていわれなき非難等を招くおそれがある。

また、他県の類似の審査請求事案の答申において、開示によりいわれのない非難等や圧力により支障が生じるおそれがあることを理由とする非開示決定を妥当と判断しているものが複数見受けられる。

着眼点および観察事項は実施機関独自の項目であり書籍では知り得ない内容である。

また、着眼点および観察事項は、本県が評価に際し何を重視し、評価のポイントは何かといった評価基準に係る秘匿性の高いものであり、これが明らかになれば、受験者に事前に質問項目等を予測され、良い評価を得るための対策をされ、受験者本来の姿を捉え、職員として必要な能力や資質などを正確に評価することが困難になる。

(2) 評定尺度、総合評価および所見について

開示することにより、受験者に良い評価を得るための対策をされたり、試験員が無用な誤解や反発が生じることを憂慮し、画一的な評価の記載にとどまったり否定的な評価を適切に記載したりすることができなくなることなどにより、受験者の職員として必要な能力や資質などを正確に評価することが困難となるおそれがある。

また、評価を知り、自身を否定されたと誤解した受験者やそれを知った第三者からいわれなき非難等を受けるおそれがある。

他県の類似の審査請求事案の答申において、開示によりいわれのない非難等や圧力により支障が生じるおそれがあることを理由とする非開示決定を妥当と判断しているものが複数見受けられる。

なお、評定尺度は段階評価としており、総合評価を行うための基礎となる実施機関独自の評価項目であって書籍では知り得ない内容である。受験者に開示されることを想定していないこと、および各受験者の個別評価と一体的なもの、すなわち評価そのものであり、当該部分を開示することにより採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。総合評価についても同様である。

(3) 試験員の氏名について

試験員が無用な誤解や反発が生じることを憂慮し画一的な評価の記載にとどまったり否定的な評価を適切に記載したりすることができなくなることなどにより、受験者の職員として必要な能力や資質などを正確に評価することが困難となるおそれがある。

4 審査請求人のその他主張について

- ・ 就職氷河期世代を対象とした採用試験の面接アンケートは、面接において受験者の人物像、業務への適正や意欲、コミュニケーション能力等を見極める質問をする際の参考としている。
- ・ メモは残していないものの審査請求人が主張するような差別的内容の発言があったことは確認できなかった。審査請求人が面接アンケートに記入した事項について、採用後

にどのように配慮すべきかを確認する質問があったため、それを誤解しているものと思われる。

- ・ 審査請求人のその他の主張については本件処分に関係がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件処分について

実施機関は、審査請求人の個人情報開示請求に対し、本件処分のとおり個人情報一部開示決定を行っている。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、文書番号2から文書番号4までの開示を求めている。

個別面接試験評定表の非開示部分のうち、評定項目については一部撤回処分により開示されているため、当審査会は、審査請求人の適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）、適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）および当該評定項目を除く個別面接試験評定表の非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）に係る非開示情報の該当性について検討する。

2 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

条例第15条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示情報として規定し、同号イで「監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」、同号ロで「個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を例示している。なお「試験」とは、県がその権限に基づいて行う採用試験、資格試験等をいい、「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査に基づき、特定の職業、地位等に就く適任者を選定することなどをいう。

また、「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」における「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求されるとともに「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず法的保護に価する程度の蓋然性がなければならないものである。

（1） 適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）について

当審査会において適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）を見分したところ、審査請求人の心理検査の判定内容が記録されていることが認められた。

実施機関は、適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）の非開示部分を開示することにより、受験者が検査の判定内容と試験の合否結果を結び付け、好印象を与える判定となるような回答をするおそれがあり、受験者本来の姿を捉えることが困難となると説明している。

他方、審査請求人は、審査請求人自身の情報であることを理由に開示を求めている。

条例第15条では、審査請求人の個人情報であっても、同条各号に掲げる情報に

該当する部分は開示することができないものとされている。これは適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）および個別面接評定表についても同様である。

そして適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）の非開示部分を開示した場合、試験の合格を望む受験者の心情に照らせば、判定内容と合否結果を結び付けたり、回答内容と判定内容を照らし合わせてどのような回答をすればどのような判定になるのかを分析したりし、回答内容を調整する可能性があることを否定することはできない。

よって、適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）の非開示部分は同条第6号イおよびロに該当するから実施機関の判断は妥当である。

（２） 適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）について

当審査会において適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）を見分したところ、審査請求人の当該検査の作業結果および判定内容が記録されていることが認められた。

実施機関は、適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）の非開示部分を開示することにより、受験者が検査の判定内容と試験の合否結果を結び付け、良い判定となるよう意図的に作業量や作業内容を調整するおそれがあり、受験者本来の姿をとらえ、職員として必要な素質や適性などを正確に判定することが困難となると説明している。

適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）の非開示部分は誤答、作業量、曲線類型および備考であるところ、これらを開示した場合、試験の合格を望む受験者の心情に照らせば、判定内容と合否結果を結び付けたり、作業結果、判定内容および合否結果を照らし合わせてどのように作業すればどのような判定内容になるのかを分析したりし、受験者が意図的に作業量や作業内容を調整する可能性があることを否定することはできない。

また、審査請求人は、クレペリン検査の試験対策用書籍が存在することを理由に実施機関の採用試験に係る事務の適正な遂行に影響はないと主張しているところ、クレペリン検査の試験対策用書籍に記載されている情報の内容や正確性などについて当審査会では確認ができず、審査請求人の当該主張を採用することができない。これは個別面接評定表についても同様である。

よって、適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）の非開示部分は同号イおよびロに該当するから実施機関の判断は妥当である。

（３） 個別面接評定表について

当審査会において個別面接評定表を見分したところ、評価の観点や試験員の評価などが記載されていることが認められた。

評定項目を除く個別面接評定表の非開示部分を次のアからウのとおり分類し以下検討する。

ア 着眼点および観察事項について

実施機関は、着眼点および観察事項は実施機関が独自に定めた項目であり、これを開示した場合、受験者やそれを知った第三者から評価基準の良し悪しについていわれなき非難等を招くおそれがあると同時に、どのような観点で受験者を評価するかが明らかとなり受験者による面接試験対策が行われる結果、受験者の能力や資質

などを正確に評価することが困難になると説明している。

着眼点および観察事項は、統一かつ客観的な観点から職員に求められる能力や適性などを評価するために設けられており、試験員はこれを念頭に質問を行い受験者の評価を行うため、これを開示した場合、受験者が事前に想定問答を準備し自己に不都合が生じないような受け答えの練習に注力したり、面接時に受験者が試験員の質問の意図に気づきそれを意識した回答をしたりする可能性があることを否定することはできない。したがって、瞬発的な対応力を見ることができなくなるなど試験員の技能や経験を以てしても受験者の本来の能力や適性を正確に評価することが困難になるおそれがある。

よって、着眼点および観察事項は同号イおよびロに該当するから実施機関の判断は妥当である。

イ 評価尺度、総合評価および所見について

実施機関は、試験員による評価を開示することにより、受験者に良い評価を得るための対策をされたり、試験員が無用な誤解や反発が生じることを憂慮し画一的な評価の記載にとどまったり否定的な評価を適切に記載したりすることができなくなると説明している。

一般的に自分がどのような評価をされたのかは受験者にとって非常に関心の高い事項であるが、裏を返せば評価によっては試験員が批判等に晒される可能性が高いということでもある。また、試験員による評価は、面接試験の根幹を成すものであり、試験員には自己の技能や経験を最大限に活用し受験者の能力や適性などを見極め、その結果をありのままに個別面接評価表に記述することが求められているところ、試験員の評価が批判等に晒されることがあれば、試験員が否定的な評価の記述を控える可能性は否定できない。

審査請求人は埼玉県個人情報保護審査会平成21年3月27日答申第19号、大阪市個人情報保護審議会平成22年11月15日答申第41号および滋賀県個人情報保護審議会平成23年3月30日答申第6号を引用し、評価尺度における評価の開示を求めている。事務局の職員をしてこれらの答申の内容を確認させたところ、評価尺度における評価に相当すると思われる部分を開示すべきとする判断が記載されていることが認められた。開示すべきと判断する理由は、当該部分が試験員の個別具体的な評価を記載するものでなく、試験員への心理的影響が少ないことに概ね収斂されている。

評価尺度における評価は個別具体的な評価や判断内容が記載されるものではなく自由記述に係る部分に比して試験員への心理的影響は少ないものと考えられる。しかしながら、評価尺度における評価であっても、試験員が批判等に晒される可能性がないとまで言い切ることは困難である。

また、当審査会において評価尺度および総合評価の項目を見分したところ、当該項目は各受験者の具体的な評価に関係する部分と具体的な評価に関係しない部分に分かれ、それぞれの欄が別個に設けられていることが認められた。評価尺度および総合評価は段階評価であり、各受験者の具体的な評価に関係しない部分にはそれぞれの段階が何を意味するのかの記載があった。

実施機関は、具体的な評価に関係する部分と具体的な評価に関係しない部分は一

体的なものであり、具体的な評価に関係しない部分であっても、開示することにより採用試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明しているが、両者を一体的なものとして取り扱う合理的な理由はなく、採用試験事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすとは考えにくい。

よって、評価尺度および総合評価のうち具体的な評価に関係しない部分は開示すべきである。

ウ 試験員の氏名について

実施機関は、試験員の氏名を開示することにより、試験員が無用な誤解や反発が生じることを憂慮し画一的な評価の記載にとどまったり否定的な評価を適切に記載したりすることができなくなることなどにより、受験者の職員として必要な能力や資質などを正確に評価することが困難となるおそれがあると説明している。

試験員の氏名を開示した場合、面接試験の点数が低いことに不満を持った受験者が試験員を個別に批判することなどが無いとまでは言い切れず、試験員が批判等を危惧し否定的な評価の記述を控えることも想定され得る。

よって、試験員の氏名は同号イおよびロに該当するから実施機関の判断は妥当である。

3 実施機関の行った本件処分について

以上のことから、実施機関の行った本件処分のうち、別表の「開示すべき部分」に記載した部分については開示すべきであると判断し、冒頭の結論に至った。

なお、審査請求人は、当審査会が行った口頭意見陳述において、面接試験中に試験員から不適切な発言があったこと、面接試験の点数が極端に低いことなどに憤慨し審査請求に至ったと述べている。

審査請求人のそれらの主張は、当審査会の審査対象にならないため、上記判断を左右するものではなく、その当否を論じることができないが、当審査会が本件処分の調査審議を行う過程において、面接試験における試験員の発言に対する審査請求人の主張について実施機関に確認したところ、当該発言の存否は確認できなかった。

しかしながら、実施機関においては、面接試験における試験員の発言等に対する不服を理由とした審査請求が今後繰り返されないよう、よりいっそう受験者に配慮した面接試験の運営がなされることを望むものである。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 5 月 1 9 日	・ 諮問書の受理
令和 5 年 1 1 月 1 日	・ 審議（第1回）
令和 5 年 1 2 月 2 1 日	・ 実施機関および審査請求人による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 6 年 2 月 2 2 日	・ 審議（第3回）
令和 6 年 5 月 1 0 日	・ 審議（第4回）
令和 6 年 6 月 2 4 日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	

別表

番号	開示請求に係る 個人情報の内容	実施機関が非開示とした部分	開示すべき部分
2	審査請求人の適性検査Ⅰ（YGPⅠ個人判定表）	適性検査の内容（性格的な特徴、因子得点水準の判定、社会的望ましさの判定、タイプ判定および概評）	－
3	審査請求人の適性検査Ⅱ（内田クレペリン検査）	適性検査の内容（曲線類型、備考および誤答・作業量調）	－
4	審査請求人の個別面接試験評定表	口述試験の評価内容（着眼点および観察事項、評定尺度、総合評価、所見ならびに試験員名）	・評価尺度および総合評価のうち具体的な評価に関係しない部分

※上記番号は、本件処分に付されている番号